

善通寺市電子図書館システム導入業務委託 仕様書

1. 業務名称

善通寺市電子図書館システム導入業務

2. 目的

来館が困難な利用者へのアウトリーチサービスの充実と with コロナの社会情勢下で読書推進を図るため、図書館の開館時間に限定されないサービスとして、電子図書館サービスを導入する。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行により、障害の有無や程度に関わらず、読書しやすい環境を整えることが求められていることから、これに対応できる電子図書館サービスの実現を目指すものである。

3. 業務内容

(1) 業務期間

準備期間を令和3年3月31日までとし、一般利用者へのサービス提供開始は、同年4月19日とする。

(2) 業務項目及び業務要件

主な業務項目及び業務要件は、次のとおりとする。

ア 電子図書館システムの導入

- ・ 当該システムは、導入事業者が所有または指定するサーバ上に電子書籍や書誌データを保管するクラウド方式とする。
- ・ 図書館利用者はインターネット経由で、当該システム用サイトにアクセスすることにより、電子書籍を検索・貸出・返却・予約・閲覧できるものとする。
- ・ サイトデザインは本市のウェブアクセシビリティ方針に沿ったものであること。また、多言語に対応できること。
- ・ HTML5 準拠のブラウザに対応したシステムであり、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等に標準搭載の最新ブラウザであればデバイスに依存することなく電子書籍が閲覧できること。
- ・ 各種アプリケーションのダウンロードやインストールが不要なシステムであること。
- ・ 視覚障害者が自力で操作可能な利用支援サイトを別途用意すること。
- ・ その他、当該システムは「別紙 1_機能要件一覧」に掲げる要件を全て満たすこと。

イ 電子図書館システムの維持管理

- ・ サービス提供時間は 24 時間 365 日とする。(ただしメンテナンス等やむを得ない場合を除く。)
- ・ 本市職員等が利用可能なサポート窓口を開設し、平日昼間の 8 時間程度、問い合わせや障害に対応すること。
- ・ 障害が発生した場合には速やかに対応し、サービス停止を伴う作業が必用な場合は、事前に本市に通知のうえ実施すること。

- ・ システムで認証されたユーザーID 以外からの不正アクセスを禁止する対策を講じること。
- ・ SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。
- ・ ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つこと。
- ・ システム及びシステムの動作に関連するミドルウェアに脆弱性が発見された場合は、直ちに対策を施すこと。対策にあたり、サービス停止を伴う作業が必要な場合は、事前に本市に通知のうえ実施すること。
- ・ システムの障害、機器の故障等に備え、可能な限りサービスが停止しない機器構成とすること。
- ・ その他セキュリティ関連については、本市が定める個人情報保護条例等の各種規定及び関連法令に準拠すること。

ウ 商用電子書籍の提供

- ・ 善通寺市立図書館の利用登録者（有効な図書館カード所持者）は、事業者が提供する商用電子書籍を利用できるものとする。
- ・ 事業者は契約締結後、速やかに、本市が電子書籍を選書できるシステムを構築すること。
- ・ 「別紙 1_機能要件一覧」で定める機能を持つ電子書籍を提供すること。
- ・ サービス開始までに本市が指定する電子書籍を提供すること。なお、コンテンツ購入費用は本市が別途支払うこととする。

エ 地域資料等独自資料のシステム登録及び支援

- ・ 独自資料の登録や削除について、「別紙 1_機能要件一覧」で定める機能を持つこと。

オ 電子図書館の利用促進に係る支援

- ・ 本市が行う利用促進イベントやPRに際し、開催を支援すること。

カ その他の電子図書館事業の目的達成に必要な業務

- ・ 操作マニュアル作成等の運用支援を行うこと。
- ・ サービス開始までに、本市職員等に対して研修を行うこと。必要回数については別途協議すること。

(3) 進捗管理

ア 契約締結後、速やかに本市と電子図書館システム導入に向けた協議を行い、当該業務に係る業務実施計画書を提出すること。

イ 提出後は、業務実施計画書に基づき、本稼働までの進捗管理を行うこと。

4. 成果物及び納入場所

(1) 成果物

成果物及び納入期日については、以下のとおりとする。

| | | | |
|---|---------|-----|--------------|
| 1 | 業務実施計画書 | 1 式 | 契約時 |
| 2 | 協議録 | 1 式 | 協議開催後 1 週間以内 |
| 3 | 操作説明書 | 1 式 | 研修開始時まで |

(2) 納入場所

善通寺市立図書館に納入すること。

5. その他留意事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、個人情報やプライバシーの保護に係る法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。

(2) 情報セキュリティ不正に関する調査対応

情報セキュリティに関する不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。

(別紙1) 機能要件一覧

| I. 利用者向け機能 | |
|------------------------------|---|
| 1 | 簡易検索と詳細検索を用意すること。 |
| 2 | 詳細検索では、コンテンツの種類、対応デバイス等による絞り込みができること。 |
| 3 | 検索語を入力しなくても検索ができること。 |
| 4 | ジャンル（分類等）による絞り込みができること。 |
| 5 | IDとパスワードでログインすることにより、貸出・閲覧・返却・予約が行えること。 |
| 6 | ライセンスフリーの書籍はログイン不要で閲覧できること。 |
| 7 | マイページ機能があり、貸出一覧、予約一覧を確認することができて、返却・貸出延長・予約取消・パスワード変更が行えること。 |
| 8 | 「借りる」ボタンを押すことにより、貸出手続が完了すること。 |
| 9 | 貸出期間を過ぎたら自動的に返却されること。 |
| 10 | 貸出中の書籍は予約ができること。 |
| 11 | 予約中のコンテンツが用意できたことがマイページで確認できること。 |
| 12 | 用意できたコンテンツは一定期間「取置き」状態が保持できること。 |
| 13 | 貸出の延長が行えること。 |
| 14 | 試し読みができること（※） |
| 15 | 特集を閲覧できること。 |
| 16 | 利用者向けの日本語マニュアルがあること。 |
| II. ビューワ機能（以下はすべて国内出版物コンテンツ） | |
| 1 | 書誌情報が確認できること。 |
| 2 | 目次を確認することができ、そこから該当章へジャンプできること（※） |
| 3 | 設定したしおりにジャンプできること（※） |
| 4 | ハイライト機能があること（※） |
| 5 | しおりとハイライトは書籍を返却するまで、状態を保持できること。返却されると状態がクリアされること。（※） |
| 6 | 自動ページ送りができ、送り時間を設定できること。（※） |
| 7 | 色反転表示ができること。（※） |
| 8 | 文字の大きさを変更できること（※） |
| 9 | パソコン（Windows、Mac）、スマートフォン・タブレット（iOS、Android）で音声読み上げが行えること。（※） |
| 10 | 誌面全体の拡大表示が行えること。（※） |
| 11 | 書籍を閉じて、再度読み込む場合は閉じたページが開かれること。 |

| Ⅲ. 視覚障がい者向け機能 | |
|--|---|
| 1 | 視覚障がい者がスクリーンリーダーを利用して、自力でシステムへのログイン、検索、貸出、閲覧、返却等がマウスレスで簡易に行えるサイトを提供すること。 |
| 2 | 視覚障がい者向けサイトからビューワを起動すると Tab キー操作で移動できる各種操作ボタンが表示されること。その操作ボタンにより、マウスレスで各種操作が行えること。各種ボタンにはショートカットキーが割り当てられていること。 |
| 3 | 音声読み上げ機能に対応しているコンテンツのみを対象とした検索が行えること。 |
| Ⅳ. 管理機能 | |
| 1 | 図書館側で利用者登録を一括及び個別に実施できる機能があること。 |
| 2 | 図書館側で利用者権限の設定が行えること。(利用期間や館内利用のみ等) |
| 3 | 図書館側で利用者情報の変更・削除が随時行えること。 |
| 4 | 利用者情報に生誕年・性別を登録することにより、年代別・男女別統計が行えること。 |
| 5 | 図書館側で任意の文字列の ID とパスワードが登録できること。 |
| 6 | 利用者の貸出・予約状況が確認できること。 |
| 7 | 新着案内の表示順の変更や削除が行えること。 |
| 8 | 特集の登録・変更・削除が行えること。 |
| 9 | ジャンルの登録・変更・削除が行えること。 |
| 10 | 独自資料を登録できること。登録できるファイルフォーマットは、ePUB3、PDF、MP4 など多様なフォーマットに対応していること。 |
| 11 | 独自資料の一括登録が行えること。 |
| 12 | 独自資料の変更・削除が行えること。 |
| 13 | 利用状況を分析するのに必要な各種統計を集計することができ、CSV ファイル出力が行えること。 |
| 14 | 管理者向け日本語マニュアルを用意すること。 |
| ※コンテンツタイプ、出版者の許諾、コンテンツ作成状態により、対応できないコンテンツがあることは可とする。 | |

(別紙2) クラウドサービス要件

| 要件 | 内容 |
|-----------------|---|
| セキュリティ対策・体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供業務の遂行のために提供する情報（契約等の手続に付随してクラウドサービス事業者が知りうる情報等）をサービス提供業務の遂行目的以外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守（義務）の表明をすること。 ・ 情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法（対処手順、責任分界、対処体制等）について提示すること。 ・ 障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処方法（改善の実施等）について提示すること。 ・ 以下の情報を提供すること。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ サービス提供事業の実施場所（事務所・運用場所） ▷ メインセンター、サブセンターについて、物理的に距離が離れた2拠点以上で冗長構成されていること（推奨事項） |
| データの所在・適用法と裁判管轄 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス上のユーザー所有データの所在地が日本国内に限定できること。（バックアップデータを含む。） ・ 準拠法、裁判管轄を国内に指定できること。 ・ データの所有権、管理権は市が保有すること。 |
| サービスレベル | <ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドサービス事業者との間の管理境界や責任分界を明確にすること。 ・ クラウドは正式リリースのサービスを提供すること。 ・ 可用性に係るサービスレベルについて提示すること。 ・ 以下の事前通知の「事前期間」とその「通知方法」について提示すること。事前通知については早期に通知されることが望ましい。また、他にも業務継続性の観点で効果的な通知対象があればそれを提示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ サービスの中断（中止） ▷ クラウドサービス契約の解除 |
| ログ取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドサービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、30日以上保存が可能であること。 |
| 脆弱性対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドサービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。 |

| | |
|--|--|
| <p>データ消去</p> <p>(データ消去はサービス提供者 (SaaS) の責任範囲とし、ハードディスク等の電子記録媒体の廃棄 (廃棄等) はクラウドサービス事業者 (データセンター) の責任範囲とする。)</p> | <ul style="list-style-type: none">• データを消去する際は、IS027001 に準拠してデータを復元できないように電子的に完全に消去又は廃棄すること。 |
|--|--|